

奈良市公報

号外第6号 令和4年6月条例等

令和5年9月5日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

条 例

月 日	番号	件 名	主 管
6 24	24	奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会事務局
6 24	25	奈良市手数料条例の一部を改正する条例	保健衛生課
6 24	26	奈良市税条例等の一部を改正する条例	市民税課、資産税課
6 24	27	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	地域づくり推進課
6 24	28	奈良市特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例	河川耕地課
6 24	29	奈良市営住宅条例の一部を改正する条例	住宅課
6 24	30	奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	消防局総務課
6 24	31	奈良市学校給食センター条例の一部を改正する条例	保健給食課

規 則

月 日	番号	件 名	主 管
6 15	41	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人事課

告 示

月 日	番号	件 名	主 管
6 24	378	奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱	子ども育成課
6 24	379	奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱	子ども育成課

公 営 企 業

月 日	番号	件 名	主 管
6 13	18	奈良市企業局事務専決規程の一部を改正する規程	下水道事業課
6 13	19	奈良市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程の一部を改正する規程	給排水課

選 挙 管 理 委 員 会

月 日	番号	件 名
-----	----	-----

6	28	23	奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程
---	----	----	--

条

例

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 6 月 24 日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第 24 号

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年奈良市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15,800 円」を「16,100 円」に改め、同号イ中「7,560 円」を「7,700 円」に改める。

第 5 条の 2 及び第 5 条の 4 中「7 円 51 銭」を「7 円 73 銭」に改める。

第 8 条第 1 号中「525 円 6 銭」を「541 円 31 銭」に、「310,500 円」を「316,250 円」に改め、同条第 2 号中「27 円 50 銭」を「28 円 35 銭」に、「573,030 円」を「586,905 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(令和 4 年 6 月 24 日揭示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 6 月 24 日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第 25 号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成 12 年奈良市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 122 項中「基づく犬の登録」の次に「(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)第 39 条の 7 第 2 項の規定により当該犬の登録の申請があったものとみなされる場合を除く。)」を加え、同表第 137 の 2 項中「(昭和 48 年法律第 105 号)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第 122 項及び第 137 の 2 項の規定は、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 6 月 24 日揭示済)

奈良市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 6 月 24 日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市条例第 26 号

奈良市税条例等の一部を改正する条例

(奈良市税条例の一部改正)

第 1 条 奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 29 条第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 19 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 29 条第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 24 条の 2 第 1 項第 1 号オ中「(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 155 号)附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第 25 条の 2 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第 28 条第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第 29 条第 2 項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第 3 項中「附記し」を「付記し」に改める。

第 29 条の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が 133 万円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。)の氏名

第 29 条の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「あつて、」の次に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第 48 条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)をいう。第 2 号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第 45 条第 9 項中「第 321 条の 8 第 60 項」を「第 321 条の 8 第 62 項」に、「同条第 60 項」を「同条第 62 項」に改め、同条第 15 項中「第 321 条の 8 第 69 項」を「第 321 条の 8 第 71 項」に改める。

第 80 条の 2 第 1 項中「又は第 68 条の 19 第 1 項」を削る。

第 94 条第 4 項中「第 443 条第 1 項」を「第 445 条第 1 項」に改める。

第 154 条第 1 項第 1 号中「第 24 条第 3 項」を「第 23 条第 1 項第 3 号ロ」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「令和 15 年度」を「令和 20 年度」に、「令和 3 年」を「令和 7 年」に改める。

附則第 10 条の 2 第 2 項中「4 分の 3」を「5 分の 4」に改め、同条第 3 項中「附則第 15 条第 16 項」を「附則第 15 条第 15 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 30 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 46 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改める。

附則第 10 条の 3 第 8 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 10 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 23 条の 2 第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1 項の規定の適用を受けた場合に限り

適用する。

附則第26条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第28条の3の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第28条の3の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第29条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第28条の3の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第28条の7の3中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第28条の7の4を削る。

附則第28条の8(見出しを含む。)中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第28条の9(見出しを含む。)中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第28条の10(見出しを含む。)中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第35項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改める。

(奈良市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 奈良市税条例等の一部を改正する条例(令和3年奈良市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち奈良市税条例第29条の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族()の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第14条第2項、第18条第1号及び第29条の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

(奈良市手数料条例の一部改正)

第3条 奈良市手数料条例(平成12年奈良市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3項中「の交付」の次に「(地方税法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

別表第5項中「記載事項」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加え、「を閲覧」の次に「(地方税法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)」を加える。

別表第6項中「証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加え、「交付」の次に「(地方税法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中奈良市税条例第29条の2の見出し及び同条第1項並びに第29条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項、第26条第3項及び第28条の7の3の改正規定並びに同条例附則第28条の7の4を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第2条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中奈良市税条例第19条第4項及び第6項、第25条の2第1項及び第2項、第28条第1項ただし書並びに第29条第2項及び第3項の改正規定並びに同条例附則第23条の2第2項、第28条の3の2第4項並びに第28条の3の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(奈良市税条例等の一部を改正する条例(令和3年奈良市条例第29号)附則第2条第2項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第2条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第3条中奈良市手数料条例別表第3項の改正規定、同条例別表第5項の改正規定(「記載事項」の次に「(同条

第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)を加える部分を除く。)及び同条例別表第 6 項の改正規定(「証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を加える部分を除く。)並びに附則第 3 条第 3 項及び第 4 項の規定並びに附則第 5 条の規定 民法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 24 号)附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の奈良市税条例(以下「新条例」という。)第 29 条の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1 号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第 29 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき第 1 条の規定による改正前の奈良市税条例(次項において「旧条例」という。)第 29 条の 2 第 1 項に規定する給与について提出した同項及び同条第 2 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第 29 条の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等(同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第 29 条の 3 第 1 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 29 条の 3 第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の奈良市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 1 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の奈良市手数料条例別表第 5 項(地方税法第 382 条の 4 に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 382 条の 2 の規定による固定資産課税台帳(同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

4 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の奈良市手数料条例別表第 6 項(地方税法第 382 条の 4 に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 382 条の 3 の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(納税証明書に関する経過措置)

第 5 条 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の奈良市手数料条例別表第 3 項(地方税法第 382 条の 4 に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 20 条の 10 の規定による証明書の交付について適用する。

(令和 4 年 6 月 24 日揭示済)

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 6 月 24 日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市条例第 27 号

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成 25 年奈良市条例第 58 号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人近畿介助犬協会の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和 4 年 3 月 21 日までにこの条例による改正前の奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（以下「旧条例」という。）別表特定非営利活動法人近畿介助犬協会の項に掲げる法人に対して支出された寄附金について奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）第 24 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用する場合にあっては、旧条例別表の規定は、なおその効力を有する。

(令和 4 年 6 月 24 日揭示済)

奈良市特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例をここに公布する。

令和 4 年 6 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 28 号

奈良市特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 38 条第 3 項、第 45 条第 1 項及び第 54 条第 1 項に規定する雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関する事項を定めるとともに、特定都市河川流域における雨水の流出を抑制するために必要な措置を定めることにより、浸水被害を防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 64 号）において使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置)

第 3 条 法第 38 条第 3 項の標識は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設（以下この条において「施設」という。）の名称
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- (3) 施設の容量（容量のない施設にあっては、その規模）及び構造の概要
- (4) 施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長の許可を要する旨
- (5) 施設の管理者及びその連絡先
- (6) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(保全調整池の標識の設置)

第 4 条 法第 45 条第 1 項の標識は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 保全調整池の名称及び指定番号
- (2) 保全調整池の容量及び構造の概要
- (3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長に届け出なければならない旨
- (4) 保全調整池の管理者及びその連絡先
- (5) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(貯留機能保全区域の標識の設置)

第 5 条 法第 54 条第 1 項の標識は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 貯留機能保全区域の名称及び指定番号
- (2) 貯留機能保全区域の位置
- (3) 貯留機能保全区域の管理者及びその連絡先
- (4) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、貯留機能保全区域の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

(技術的な助言又は勧告)

第 6 条 市長は、特定都市河川流域内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項の開發行為（開發面積が 3,000 平方メートル以上のものに限る。）をしようとする者に対し、当該行為による雨水の流出を抑制するため必要があると認めるときは、技術的な助言又は勧告をすることができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和 4 年 6 月 24 日揭示済)

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 6 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 29 号

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例

奈良市営住宅条例（昭和 61 年奈良市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号ク中「又は(イ)」を「、(イ)又は(ウ)」に改め、同号ク(ア)中「の規定による一時保護」を「の一時保護」に、「の規定による保護」を「の婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 23 条第 1 項の母子生活支援施設における保護」に改め、同号クに次のように加える。

(ウ) 婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者その他これに準ずると市長が認めた者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和 4 年 6 月 24 日揭示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 6 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 30 号

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年奈良市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）附則第 70 条第 1 項及び第 71 条第 1 項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

(令和 4 年 6 月 24 日揭示済)

奈良市学校給食センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 6 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市条例第 31 号

奈良市学校給食センター条例の一部を改正する条例

奈良市学校給食センター条例（平成17年奈良市条例第61号）の一部を次のように改正する。
第1条中「月ヶ瀬地域及び都祁地域の」を削り、「業務」の次に「の全部又は一部」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月24日揭示済)

規

則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年6月15日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第41号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年奈良市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2号中「場合又は」を「場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和4年6月15日揭示済)

告

示

奈良市告示第378号

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱を次のように定める。

令和4年6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱（平成16年奈良市告示第335号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立促進を図るため予算の範囲内で母子家庭等自立支援教育訓練給付金（以下「給付金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成26年9月30日付雇児発0930第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国要綱」という。）において使用する用語の例による。

(給付金の交付)

第3条 給付金の交付は、次条から第8条までに定めるもののほか、国要綱の定めるところによる。

(支給対象者)

第4条 給付金の交付を受けることができる者は、国要綱4の支給対象者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 過去に給付金の交付を受けていないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(給付金の額等)

第5条 給付金の額等は、国要綱6に定めるところによる。

(対象講座の指定申請)

第6条 国要綱8(1)の対象講座の指定申請は、母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書(別記第1号様式)により行うこと。

2 対象講座の指定申請を行おうとするときは、国要綱8(4)の添付書類のほか、次の書類を添えなければならない。

- (1) 受講を希望する講座を主催する事業者名、講座名、連絡先等が特定できるパンフレット等の写し
- (2) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金に係る個人番号提供書(別記第2号様式)
- (3) 教育訓練給付金支給要件回答書

(対象講座の指定通知)

第7条 国要綱8(3)に規定する対象講座の指定の可否の通知は、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書(別記第3号様式)又は自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座不指定通知書(別記第4号様式)により行うこととする。

(給付金の交付申請)

第8条 給付金の交付を受けようとする者は、国要綱9(2)に規定する期限内に、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、国要綱9(3)に掲げる添付書類のほか、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、その事実を公簿等によって確認できる場合は、省略できるものとする。

- (1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項の教育訓練給付金の受給者である場合は、教育訓練給付金の額等がわかる書類
 - (2) 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、同項に規定する期限によることを要しない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関して必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年6月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、令和4年4月1日以後に修了した教育訓練に係る給付金について適用し、同日前に修了した教育訓練に係る給付金については、なお従前の例による。
- 3 令和4年4月1日からこの告示の施行の日前までの間に行われた対象講座の指定申請については、新要綱第6条の規定に基づいて行われたものとみなす。
- 4 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記

第1号様式(第6条関係)

母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者	(〒 -)
住 所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日 (歳)
電 話	() -

次のとおり教育訓練を受講したいので、母子家庭等自立支援教育訓練給付の対象講座の指定を申請します。また、私の世帯の戸籍、住民票及び所得状況を示す書類について申請の審査のために必要な限度において閲覧されることに同意します。

①教育訓練施設の名称			
②教育訓練講座の名称			
③教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
④所要費用(予定)	入学科 円	受講料 円	合計額 円
⑤公共職業安定所教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格がある・ない		
⑥過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがある・ない		
⑦申請者と生計を一にする子の氏名等(注7参照)	氏名	申請者の地方税上の扶養親族	住所(別居の場合のみ)
	(生年月日)		
	氏名	該当有・該当無	
	年 月 日(歳)		
	氏名	該当有・該当無	
	年 月 日(歳)		
氏名	該当有・該当無		
年 月 日(歳)			
⑧児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) ㊟		

(注)

- 1 交付の対象になるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学科及び受講料です。(受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材、希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。)
- 2 所要費用については標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき交付額を算定します。
- 3 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講をとりやめたとき又は受講の途中でやめたときは、交付の対象となりませんので、その旨を報告してください。
- 4 母子家庭等自立支援教育訓練給付金の交付を受けるためには、教育訓練施設から受講修了の証明を受け、受講修了日後に、補助金等交付申請書に添付書類を添えて交付申請手続きを行うことが必要です。
- 5 交付を受けるためには、上記の交付申請時点においても、国要件2の支給対象者の要件を満たしている必要があります。
- 6 「⑦申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次に掲げる要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではないこと。
 - (2) 婚姻(民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。以下同じ。)によらないで母又は父となり、現に婚姻をしていないこと。
- 7 「⑧児童扶養手当の受給の証明」欄は奈良市の児童扶養手当支給担当者が確認のうえ記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

第2号様式(第6条関係)

母子家庭等自立支援教育訓練給付金に係る個人番号提供書

(宛先) 奈良市長

母子家庭等自立支援教育訓練給付金の対象講座の指定申請を行うに当たり、下記のとおり、個人番号を提供いたします。また、奈良市が個人番号を利用して、地方税関係情報について取得することに同意します。

年 月 日

記入者氏名

フリガナ		生 年 月 日
申請者氏名		年 月 日
住 所	(〒 -)	
個 人 番 号		

※以下窓口記入欄

番号確認に使用した書類	身元確認に使用した書類
<input type="checkbox"/> 個人番号カード(裏面) <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票(個人番号記載のもの) <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 個人番号カード(表面) <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保険福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他写真付き身分証 () <input type="checkbox"/> 身分証(写真のないもの。2つ以上要) () ()
確認者:	確認年月日: 年 月 日

備考

- ・ご提供いただいた個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条に基づき、本申請に係る事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。
- ・本様式は、番号法第14条に基づき提出していただくものです。
- ・ご提供いただいた特定個人情報、番号法第19条に定められた場合を除き、他機関等に提供することはありません。
- ・個人番号の確認のため、個人番号カード、通知カード又は個人番号入りの住民票の写しを添付してください。
- ・奈良市が個人番号を利用して、本人の地方税関係情報を取得することに同意する者が自ら署名してください。
- ・代理人が提供所に署名する場合は、申請者からの委任状が必要です。

第3号様式（第7条関係）

母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



先にあなたから提出のありました母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、次のとおり指定しましたので通知します。

		指定番号	
①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
②住所	(〒 -)	電話 (-)	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用 (予定)	入学科 円	受講料 合計額	円 円

(注)

- 1 交付の対象になるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学科及び受講料です。(受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材、希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。)
- 2 所要費用については標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき交付額を算定します。
- 3 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講をとりやめたとき又は受講の途中でやめたときは、交付の対象となりませんので、その旨を報告してください。
- 4 母子家庭等自立支援教育訓練給付金の交付を受けるためには、教育訓練施設から受講修了の証明を受け、受講修了日後に、補助金等交付申請書に添付書類を添えて交付申請の手続きを行うことが必要です。
- 5 交付を受けるためには、上記の交付申請時点においても、国要綱2の支給対象者の要件を満たしている必要があります。

第4号様式（第7条関係）

母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座不指定決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長



先にあなたから提出のありました母子家庭等自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、次の理由により対象講座として指定しないことと決定しましたので通知します。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
②住所	(〒 -)	電話 (-)	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤理由			

(令和4年6月24日掲示済)

奈良市告示第379号

奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱を次のように定める。

令和4年6月24日

奈良市長 仲川元庸

奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成29年奈良市告示第186号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 ひとり親家庭の親及び児童の学び直しを支援し、自立促進を図るため、予算の範囲内でひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金（以下「給付金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成27年4月10日付雇児発0410第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国要綱」という。）において使用する用語の例による。

（給付金の交付）

第3条 給付金の交付は、次条から第9条までに定めるもののほか、国要綱の定めるところによる。

（給付金の種類）

第4条 交付する給付金の種類は、国要綱2に定めるところによる。

（支給対象者）

第5条 給付金の交付を受けることができる者は、国要綱4の支給対象者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者であること。

(2) 過去に給付金の交付を受けていないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（給付金の額等）

第6条 給付金の額等は、国要綱6に定めるところによる。

（対象講座の指定申請）

第7条 国要綱8(1)の対象講座の指定申請は、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書（別記第1号様式）により行わなければならない。

2 対象講座の指定申請を行おうとするときは、国要綱8(4)の添付書類のほか、受講を希望する講座を主催する事業者名、講座名、連絡先等が特定できるパンフレット等の写しを添えなければならない。

（対象講座の指定通知）

第8条 国要綱8(3)に規定する対象講座の指定の可否の通知は、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書（別記第2号様式）又はひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座不指定通知書（別記第3号様式）により行うこととする。

（給付金の交付申請）

第9条 給付金の交付を受けようとする者は、給付金の区分に応じ、国要綱9に規定する期限内に、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、国要綱9に掲げる添付書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関して必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年6月24日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和4年4月1日以後に修了した講座に係る給付金について適用し、同日前に修了した講座に係る給付金については、なお従前の例による。
- 3 令和4年4月1日からこの告示の施行の日前までの間に行われた対象講座の指定申請については、新要綱第7条の規定に基づいて行われたものとみなす。
- 4 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記

第1号様式（第7条関係）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者

住 所	(〒 -)		
(フリガナ)		電話	
申請者氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
受講者（申請者と異なる場合）			
(フリガナ)		電話	
受講者氏名		生年月日	年 月 日 (歳)

次のとおり講座を受講したいので、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座の指定を申請します。また、私の世帯の戸籍、住民票及び所得状況を示す書類について申請の審査のために必要な限度において閲覧されることに同意します。

①受講施設の名称				
②受講講座の名称				
③受講科目	1	2	3	4
	5	6	7	8
④試験を免除できる科目				
⑤受講期間	年 月 日～ 年 月 日 (受講開始日)			
⑥所要費用 (予定)	入学料	円	受講料	円
	合計額			円

⑦過去の受給の有無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を活用したことが (ある ・ ない)		
⑧申請者と生計を一にする子の氏名等	氏名 (生年月日)	申請者の地方税 上の扶養親族	住所(別居の場合のみ)
	氏名	該当有 ・	
	年月日(歳)	該当無	
	氏名	該当有 ・	
	年月日(歳)	該当無	
	氏名	該当有 ・	
	年月日(歳)	該当無	
⑨保護者署名(申請者が児童の場合)	(保護者氏名)		
⑩児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明します。 (担当者氏名)		
備考			

(注)

- 1 交付の対象になるのは、指定対象講座の受講について支払う入学科及び受講料です。(受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材、補講等に要する費用を除きます。)
- 2 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 3 所要費用については標準的な金額であり、受講開始後又は受講修了後に受講施設から証明された金額に基づき交付額を算定します。
- 4 受講対象講座の指定後、講座の受講をとりやめたとき又は受講の途中でやめたときは、交付の対象となりませんので、その旨を報告してください。
- 5 本事業の給付金の交付を受けるためには、補助金等交付申請書に添付書類を添えて交付申請を行うことが必要です。
- 6 申請者がひとり親家庭の児童の場合、児童の保護者が申請内容に同意の上、「⑨保護者署名(申請者が児童の場合)」欄に署名することが必要です。
- 7 「⑧申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次に掲げる要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではないこと。
 - (2) 婚姻(民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。以下同じ。)によらないで母又は父となり、現に婚姻をしていないこと。
- 8 「⑩児童扶養手当の受給の証明」欄は、奈良市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

第2号様式（第8条関係）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長 印

さきにあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、次のとおり指定しましたので通知します。

		指定番号		
①申請者氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)	
②受講者氏名(申請者と異なる場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)	
③住所	(〒 -)	電話()	-	
④受講施設の名称				
⑤受講講座の名称				
⑥受講科目	1	2	3	4
	5	6	7	8
⑦試験を免除できる科目				
⑧受講期間	年 月 日～		年 月 日 (受講開始日)	
⑨所要費用(予定)	入学科	円	受講料	円
			合計額	円

(注)

- 1 交付の対象になるのは、指定対象講座の受講について支払う入学科及び受講料です。(受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材、補講等に要する費用を除きます。)
- 2 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 3 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講開始前又は受講修了後に受講施設から証明された金額に基づき交付額を算定します。
- 4 受講対象講座の指定後、講座の受講をとりやめたとき又は受講の途中でやめたときは、交付の対象となりませんので、その旨を報告してください。
- 5 本事業の給付金の交付を受けるためには、補助金等交付申請書に添付書類を添えて交付申請を行うことが必要です。

第3号様式（第8条関係）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座不指定決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長 印

さきにあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、次の理由により対象講座として指定しないことと決定しましたので通知します。

①氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
			(歳)
②受講者氏名(申請者と異なる場合)	フリガナ	生年月日	年 月 日
			(歳)
③住所	(〒 -)	電話 ()	
④受講施設の名称			
⑤受講講座の名称			
⑥理由			

(令和 4 年 6 月 24 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第 18 号

奈良市企業局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 6 月 13 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市企業局事務専決規程の一部を改正する規程

奈良市企業局事務専決規程（昭和 41 年奈良市水道局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項下水道事業課長の部分の第 1 号中「次号」の次に「及び第 3 号」を加え、同部分中第 9 号を削り、第 8 号を第 11 号とし、第 7 号を第 10 号とし、第 6 号を第 9 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(7) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 16 条に基づく申請の承認

(8) 公共下水道敷地の占用許可

第 4 条第 1 項下水道事業課長の部分中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 1 件 10 万円未満の負担金等の減免の承認

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(令和 4 年 6 月 13 日揭示済)

奈良市企業局管理規程第 19 号

奈良市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 4 年 6 月 13 日

奈良市公営企業管理者 池 田 修

奈良市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「水洗便所設備費助成金交付申請書」を「水洗便所設備費助成金交付申請書兼交付請求書」に、「別記様式」を「別記第 1 号様式」に、「の書類」を「に掲げる書類」に改め、同項第 1 号中「家屋」を「家屋」に改め、同項第 2 号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 助成金の受領者が申請者と異なるときは、受領委任状兼口座指定書（別記第 2 号様式）

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の申請は、奈良市下水道条例施行規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 1 号）第 15 条第 4 項又は奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 3 号）第 7 条第 4 項に規定する排水設備等工事完了届の届出日まで行わなければならない。

別記様式を削り、附則の次に別記様式として次の 2 様式を加える。

別記

第1号様式(第2条関係)

水洗便所設備費助成金交付申請書兼交付請求書

年 月 日

(宛先)

奈良市公営企業管理者

申請者

住所

氏名

印

電話

()

下記の場所において、くみ取り便所等を水洗便所に改造するので、次のとおり助成金の申請をします。
また、助成金の交付が決定した場合は、当該助成金を下記の口座に交付して下さい。

記

設置する場所	住所	奈良市
設置場所の情報	水栓番号	
助成金交付申請額	円	
施工業者	印	
【振込先口座】		
金融機関名	銀行 ・ 農協 ・ 信用金庫 ・ その他()	
支店名	支店 ・ 本店 ・ 出張所 ・ その他()	
預金種目	普通 ・ 当座 ・ その他()	
口座番号(7ケタ)		
口座名義(カタカナ)		

第2号様式 (第2条関係)

年 月 日

受領委任状兼口座指定書

(宛先)
奈良市公営企業管理者

(委任者) 住 所: _____

氏 名: _____ ㊞

私は、水洗便所設備費助成金(水栓番号: _____ の件)の受領の権限を、次の者に委任します。

上記権限の委任を受けることを承諾します。

(受任者) 住 所: _____

氏 名: _____ ㊞

電話番号(_____)

【振込先口座】

金融機関名	銀行 ・ 農協 ・ 信用金庫 ・ その他(_____)
支店名	支店 ・ 本店 ・ 出張所 ・ その他(_____)
預金種目	普通 ・ 当座 ・ その他(_____)
口座番号(7ケタ)	
口座名義(カタカナ)	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の奈良市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程第2条の規定は、この規程の施行の日以後の助成金の交付申請について適用し、同日前の助成金の交付申請については、なお従前の例による。
(令和4年6月13日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会告示第23号

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

令和4年6月28日

奈良市選挙管理委員会

委員長 植 田 茂

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年奈良市選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式その1中「15,800円」を「16,100円」に改める。

別記第4号様式の2中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

別記第5号様式中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に、「27円50銭」を「28円35銭」に、「573,030円」を「586,905円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年6月28日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までに告示された選挙については、なお従前の例による。

(令和4年6月28日揭示済)